

少年被疑者等の指紋等採取及び写真撮影について

平成13年2月13日少甲第8号、
生企甲第5号、捜一甲第5号、鑑
甲第2号、捜二甲第5号、交企甲
第3号、備甲第5号
警察本部長から部課署長あて

少年の処遇は、少年の健全な育成を期する精神とその特性に関する深い理解をもて当たることが基本であることにかんがみ、少年被疑者等の指紋又は掌紋(以下「指紋等」という。)の採取及び写真撮影については、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)、犯罪捜査規範(昭和32年国家公安委員会規則第2号)、指紋等取扱規則(平成9年国家公安委員会規則第13号)、被疑者写真の管理及び運用に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第9号)、少年警察活動要綱(昭和35年警察庁乙保発第6号)及び石川県被疑者写真管理運用要綱の制定について(平成4年鑑発第251号等)、石川県少年警察活動に関する訓令(平成9年石川県警察本部訓令第4号)に定められているところであるが、下記の定めに従い、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、「石川県少年被疑者等の指紋等採取及び写真撮影について」(昭和63年少発第395号等)は、廃止する。

記

1 身体の拘束を受けている少年被疑者

身体の拘束を受けている少年の被疑者については、刑事訴訟法第218条第2項、指紋等取扱規則第3条第1項及び被疑者写真の管理及び運用に関する規則第2条第1項の定めるところにより、指紋等を採取し、及び写真を撮影するものとする。

2 身体の拘束を受けていない少年被疑者

(1) 身体の拘束を受けていない少年被疑者の指紋等の採取及び写真撮影については、犯罪捜査のため必要やむを得ない場合で、少年被疑者の承諾を得たときに限り行うものとする。

(2) 指紋等の採取及び写真撮影の要否の判断等に当たっては、当該事件の捜査主任官が、少年事件選別主任者の意見を聴くなどして、次の事項を遵守して行うこと。

ア 少年事件の特性にかんがみ、特に年少少年(14歳及び15歳の少年をいう。)の事件及び軽微な事件においては、その必要性を慎重に判断すること。

イ 少年の承諾を得るに当たっては、任意性の確保に特に配慮すること。

ウ 少年の心情を傷つけることのないよう、その時期、場所、方法等について慎重に配慮するとともに、心情に著しい影響を与えると認められるときは行わないものとする。

エ 少年が16歳未満であるときは、保護者(少年に対して法律上監護教育の

義務のある者及び少年を現に監護する者をいう。以下同じ。)の承諾を求め
ること。

オ やむを得ない場合を除き、保護者等（保護者、少年の在学する学校の教員
又は少年を雇用する雇用主若しくはこれに代わるべき者をいう。以下同じ。）
の立会いを求めること。

3 触法少年

(1) 触法少年については、指紋等を採取し、又は写真を撮影してはならない。た
だし、触法事案の現場等の残された指紋等との対照又は写真面割りによって、
その少年が当該刑罰法令に触れる行為をした者であることを特定するために必
要やむを得ない場合で、少年及び保護者の承諾を得たときはこの限りではない。

なお、触法少年の指紋等採取又は写真撮影は、刑事訴訟法、犯罪捜査規範、
指紋等取扱規則及び被疑者写真の管理及び運用に関する規則に定める手続によ
って取り扱ってはならない。

(2) (1)による触法少年の指紋等採取及び写真撮影の要否の判断は、少年事件選
別主任者が行うこと。ただし、当該触法事案に関する事件に捜査主任官が置か
れているときは、当該捜査主任官が少年事件選別主任者の意見を聴いて行うこ
と。

(3) 触法少年の指紋等採取及び写真撮影並びにその要否の判断に当たっては、次
の事項を遵守すること。

ア 触法事案の性格にかんがみ、その必要性を慎重に判断すること。

イ 少年及び保護者の承諾を得るに当たっては、任意性の確保に特に配慮する
こと。

ウ 少年の心情を傷つけることのないよう、その時期、場所、方法等について
慎重に配慮するとともに、その心情に著しい影響を与えると認められるとき
は行わないものとする。

エ やむを得ない場合を除き、保護者等の立会いを求めること。

4 ぐ犯少年及び不良行為少年

ぐ犯少年又は不良行為少年であることが判明した少年については、指紋等を採
取し、又は写真を撮影しないこと。